令和6年度山形県介護支援専門員再研修 実施要綱

1 目的

介護支援専門員として実務に就いていない方又は実務から離れている方が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識・技能を再修得することを目的とする。

2 研修実施主体 山形県

研修実施機関 一般社団法人山形県老人福祉施設協議会(山形県より指定)

3 実施方法 Zoomによるオンライン研修。

4 対象者

- (1) 次の①~③のいずれかに該当する者
 - ①介護支援専門員として都道府県知事の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事した ことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新た に介護支援専門員証の交付を受けようとする者。
 - ②実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため、介護支援専門員証の交付を受けようとする者。
 - ③介護支援専門員実務研修修了後、<u>相当の期間を経過した者(※1)</u>で、<u>都道府県が適当と認め</u>る者(※2)。
 - ※1「相当の期間を経過した者」とは、介護支援専門員の登録をし、介護支援専門員証未交付のまま 5年を経過した者とする。
 - ※2「都道府県が適当と認める者」とは、介護支援専門員の登録がある都道府県から再研修を受講しなければならない特段の事情があると認められた者とする。

5 申込方法 申込期限: 令和6年11月4日(月)

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会ホームページよりお申込み下さい。

下記①~⑤すべてを行なっていただき、申込完了となります。

- ①ホームページ内申込入力フォームの送信
- ②研修システムの登録
- ③研修システム内、研修の申込み
- ④研修記録シート (事前評価シート)
- ⑤事前目標シート提出(システム内)

【申込時の注意事項】

- ・研修は Zoom を使用しての研修となります。グループワーク等も行いますのでパソコンで受講してください。
- ・申込期日を過ぎた場合、いかなる理由があっても申込みを受け付けません。

6 受講決定

・受講の可否については11月中旬頃を目途に申込者に通知します。郵送はありませんのでメール

と研修システムで確認してください。

7 経 費

- ・受 講 料:24,000円(山形県手数料条例に基づく)
- ・支払方法:受講決定通知書に記載する納付期限までに納入をお願いいたします。詳細は受講決定通知書にてご確認ください。なお、いかなる理由があっても納入された受講料は返金しません。
- ・その他: 受講に係る通信費及び機材等の購入費・借料等については受講者の自己負担とします。

8 研修科目及び日時

別紙のとおりですが、都合により変更する場合があります。その場合は、山形県老人福祉施設協議会ホームページまたは、ご登録いただいた電子メールアドレス、研修システムでお知らせしますので随時確認してください。

9 遅刻、欠席の取り扱い

研修課程は57時間すべてを履修する必要があり、遅刻、早退、一定時間の離席、欠席は認めません。特別な事情がある場合は、必ず研修実施機関(山形県老人福祉施設協議会事務局、「12申込み、お問い合わせ先」のとおり)へ連絡してください。

10 修了認定

研修の全課程を受講し、研修審査委員会により可とされた者を修了者と認め、修了証書を交付します。

11 個人情報の取り扱い

研修申込みで取得した受講者の個人情報の取り扱いについては、本研修の実施及び山形県への報告、照会以外は使用しません。

12 申込み、問い合わせ先

〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31 山形県総合社会福祉センター内 一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 事務局

研修専用 TEL: 023-666-8506 (問い合せ時間 平日9:30~16:00)

FAX: 023-616-5570

E-mail:care@scws.yamagata.jp

HP: www.scws.yamagata.jp

山形県老人福祉施設協議会のホームページの OR コード→

